

魚津市自治基本条例の検討にかかる 報 告 書

平成 29 年 10 月

魚津市自治基本条例検討市民会議

目 次

| | | | |
|-----|----------------------|---------|----|
| I | はじめに | ・ ・ ・ ・ | 1 |
| II | 検討方法について | ・ ・ ・ ・ | 2 |
| III | 検討結果について | | |
| 1 | 条例の検証 | ・ ・ ・ ・ | 3 |
| 2 | 条例（条文）改正の具体的な検討 | ・ ・ ・ ・ | 7 |
| 3 | 条例を運用するための検討 | ・ ・ ・ ・ | 11 |
| IV | 委員の主な意見について | ・ ・ ・ ・ | 12 |
| V | 魚津市自治基本条例検討市民会議について | | |
| 1 | 魚津市自治基本条例検討市民会議の開催状況 | ・ ・ ・ ・ | 16 |
| 2 | 魚津市自治基本条例検討市民会議委員名簿 | ・ ・ ・ ・ | 17 |
| 3 | 魚津市自治基本条例検討市民会議設置要綱 | ・ ・ ・ ・ | 18 |

I はじめに

魚津市では、市民が主役のまちづくりを目指すため、市のあるべき姿やまちづくりの決まり事、市民や市の役割を定めた魚津市自治基本条例が平成23年9月21日に施行されました。

条例第29条において、「市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づいて改正等必要な措置を講ずるものとします。」とあります。

魚津市自治基本条例検討市民会議（以下「市民会議」という。）では、この規定に基づき、条例施行から現在までの社会情勢や市のまちづくりの動きを振り返り、本条例が社会情勢の変化等に適合しているか、有効性が保たれているか、条文ごとに検討を行ってきました。

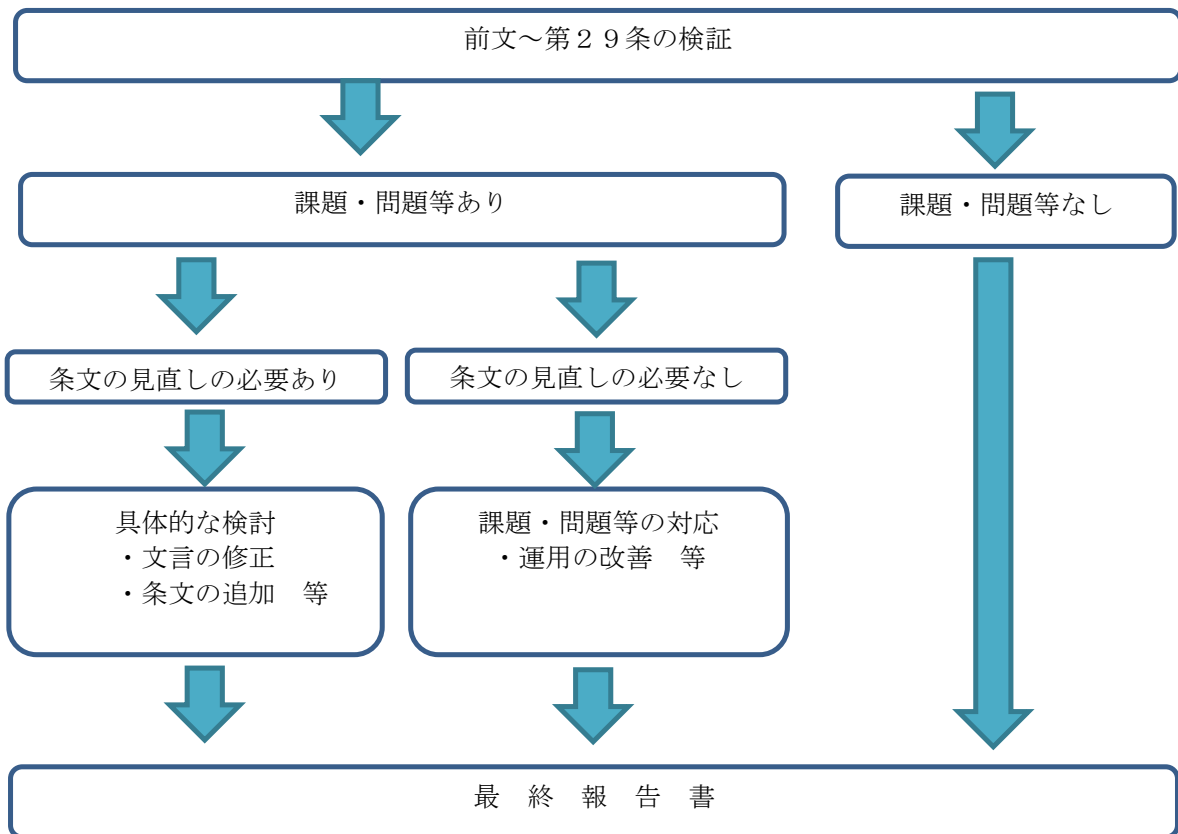
このたび、市民会議における委員の意見をまとめましたので報告書を提出します。

この報告書が魚津市における市民自治の推進に役立てられることを期待します。

Ⅱ 検討方法について

魚津市自治基本条例の施行後、条例の規定内容がどのように制度や施策に反映されたか、社会情勢に合致しているか、また、魚津市にとってふさわしいものであるかなどの視点に立ち、課題・問題点について検討を行いました。併せて、市民から寄せられたパブリックコメント等の意見についても、ひとつひとつ検討を行いました。

【検討イメージ】



Ⅲ 検討結果について

1 条例の検証

(1) 前文について

委員及びパブリックコメント等の意見として、**前文の言葉づかい**、「たてもん祭り」の表記及び「川または清流」の字句の追加等の提案について意見がありました。しかし、他の委員からの意見もありましたが、条例策定時においていろいろな意見をいただいて、何回もの審議経過を踏まえ、綿密な構成によって作成されたものであることから、市民会議の意見として、特に積極的に**修正する必要はないこと**としました。

(2) 目的（第1条）（第8条、第13条、第14条、第25条にも同様の記載あり）

パブリックコメント等の意見として、「市民自治」とありますが、「住民自治」又は「本市の自治」とすべきではないかとの意見がありました。第3条第1項第1号で、市民を「市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人、又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」と住民よりも広い意味で「市民」を定義しています。市民が主体となった自治の実現を目指すことから「市民自治」が的確と考え、**修正する必要はないこと**としました。

(3) 定義（第3条）

パブリックコメント等の意見として、第1項第2号で「市」の定義を「議会及び市長等をいいます。」としていますが、議会は行政の一部ではないので、一括りにするのはおかしいのではないかとの意見がありました。議決機関である議会と執行機関である市長等は独立・対等な立場で市政を担う両輪のような関係にあり、お互いの牽制と調和により、より良い市政の実現を目指しているため、議会と市長等を「市」と定義しており、**修正する必要はないこと**としました。

(4) 議会の役割及び責務（第10条）～議員の役割及び責務（第12条）

パブリックコメント等の意見として、第14条第2項に職員に条例の遵守を求める記載がありますが、議員にはその記載がなく不整合ではないか、また、「努めるものとします」を「努めなければなりません」

としてはどうかなどの意見がありました。議会の方に、「第5章 議会及び議員の規定については、議会における検証結果を尊重する。」との市民会議の意向を報告しました。

議会において規定の見直しの検討を行っていただいた結果、議会から規定の見直しについては、「今回は改正しないこととする。」との報告を受けたことから、**議会の検証結果を尊重することとしました。**

(5) 市長等の役割及び責務（第13条）

パブリックコメント等の意見として、第14条第2項に職員に条例の遵守を求める記載がありますが、市長にはその記載がなく不整合であるとの意見がありました。市長については、第1項で「公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。」と規定されていますので、整合性はとれるものと考え、**修正する必要はないこととしました。**

(6) 職員の責務（第14条）

委員の意見として、第1項の「…市民の一員であることを認識し…」を「…市民の一員であることを自覚し…」に直すなど、踏み込んだ力強い言葉で表現していただきたいとの意見がありました。「市民」や「議員」の責務については、「…努めるものとします。」と努力義務としていますが、「職員」の責務については、「…しなければなりません。」と義務として明記してあるので、**修正する必要はないこととしました。**

また、パブリックコメント等の意見として、職員服務規程が策定されているのであれば、第2項の「条例等」を「魚津市職員倫理規程・職員服務規程」としてはどうかとの意見がありました。職員の服務については、地方公務員法第32条で定められていますので、法令遵守の規定を**修正する必要はないこととしました。**

(7) 総合計画等（第15条）

パブリックコメント等の意見として、第5項に規定する計画は「市目標別個別計画」と思われますので、「計画について、基本構想と整合させ議会の議決を経るものとする。」としてはどうかとの意見がありました。本条例第15条に基づき策定される「魚津市総合計画」は最上位の計画であります。目標別個別計画は整合性をもって策定することが義務付けられていることから、議決までは要しないと考え、**修正する必要はないこととしました。**

(8) 行政手続 (第22条)

パブリックコメント等の意見として、行政による立法や計画の段階に住民が参加していく民主的参加手続きについての記載がないのではないかとの意見がありました。市民参画の推進については第6条、第18条で触れていることから、民主的参加手続きについての記載の必要はないものと考え、**修正する必要はない**こととしました。

(9) 地域における市民自治の推進 (第25条)

委員及びパブリックコメント等の意見として、市内のすべての地域で設立された地域振興会の定義が必要ではないか、「町内会、自治会、地域振興」等は定義が必要ではないか等の意見がありました。現行の条文には、地域振興会等の明確な定義がないため、その位置付けや定義等を含めて条文の**見直しが必要**と考えます。

(10) 地域コミュニティ等の尊重 (第26条)

委員の意見として、地域コミュニティに対する市の姿勢についての規定が必要ではないかとの意見がありました。市は、地域コミュニティの重要性を考慮し、その自発的な活動を促進するために、平成28年度よりまちづくり交付金を地域振興会に交付、支援を行っていることから、地域コミュニティの活動を支援する条文の**見直しが必要**と考えます。

(11) 危機管理 (第27条)

パブリックコメント等の意見として、第2項について、防災関係機関の解釈としては、国・県・市の公的機関と考えられますが、地域には自主防災会があり、防災の一翼を担っているので、「関係防災機関・地域自主防災会との」としてはどうかとの意見がありました。「防災関係機関」には「地域自主防災会」が含まれていますので、**修正する必要はない**こととしました。

また、第3項について、「市民は、地域防災への意識の向上を図るためにも、県・市・地域防災会が主催する防災訓練への参加を通して、自ら災害等に…」と追記してはどうかとの意見がありました。近年、頻発する豪雨や台風、地震などの自然災害に対し、市民の危機管理意識の向上を促すためにも、パブリックコメントの意見を取り入れた条文の**見直しが必要**と考えます。

(12) 条例の見直し（第29条）

パブリックコメント等の意見として、市議会と市長はこの条例の運用状況を常に把握し、その充実を図り進捗状況等を公表していくなど、条例の実効性を高めるしくみが必要ではないかとの意見がありました。第29条では条例の実効性を確保するために、5年を超えない期間ごとに見直しをすることを規定しています。見直しの際には、条例の運用状況を評価し、公表することとしています。

また、委員の意見として、5年を超えない期間ごとに見直しを行うことになっていますが、「必要が生じた場合に見直しを行うこと」としてはどうかとの意見もありました。社会情勢の変化によって、各条項が形骸化したり、時代に取り残されたものになっていないかを検証するためにも、5年の見直し期間は必要と考えます。よって、**修正する必要はないこと**としました。

2 条例（条文）改正の具体的な検討

（1）地域における市民自治の推進（第25条）

平成23年の現行条例制定以降、地域で活動する自治会や各種団体等が一体となってまちづくりに取り組む「地域振興会」が市内13のすべての地域において設立され、活動が進んでいます。その取り組みに相応しい定義が必要と考えられることから、関係条文の修正を提言します。併せて、自治会、地域活動団体についても定義を追加し、地域コミュニティの定義の修正も提言します。

改正素案について、第25条第1項の第1号から第3号について、地域コミュニティの主体が誰なのか示されていないなどの意見がありました。主体の明記については、第1項で地域コミュニティの主体は市民であると規定しているので、各号では、主体を明記せず、各団体についてわかりやく定義しました。

（現行）

第8章 地域コミュニティ等

（地域における市民自治の推進）

第25条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとしてします。

（改正案）

第8章 地域コミュニティ

（地域における市民自治の推進）

第25条 市民は、次に掲げる地域コミュニティが自主的に、又は相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

（1）自治会 地縁により設立され、親睦や交流を深め連帯感を培い、生活していく中で支え合い、助け合いながら住みよい地域づくりのために活動している組織のことをいいます。

（2）地域活動団体 社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会その他その設立目的に沿って設立され、地域のために自主的に活動する

組織のことをいいます。

(3) 地域振興会 自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組む組織のことをいいます。

2 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。

(2) 地域コミュニティの尊重及び支援 (第26条)

市は、地域コミュニティの重要性を考慮し、その自発的な活動を促進するために、平成28年度よりまちづくり交付金を地域振興会に交付、支援を行っていることから、地域コミュニティの活動を支援する規定が必要と考えられることから、条文の修正を提言します。

(現行)

(地域コミュニティ等の尊重)

第26条 市は、地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。

(改正案)

(地域コミュニティの尊重及び支援)

第26条 市は、地域コミュニティの役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティの活動の支援に努めます。

(3) 危機管理 (第27条)

市民は、いつ発生するかわからない災害等に備えて、日ごろから各家庭や地域で防災体制を整えておくことが重要です。現行の規定に加え、市民が、県・市・地域防災会が主催する防災訓練等へ、積極的に参加する規定が必要と考えられることから、条文の修正を提言します。

(現行)

第27条 (略)

2 (略)

3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動に参加するなど、相互に協力して対応しなければなりません。



(改正案)

第27条 (略)

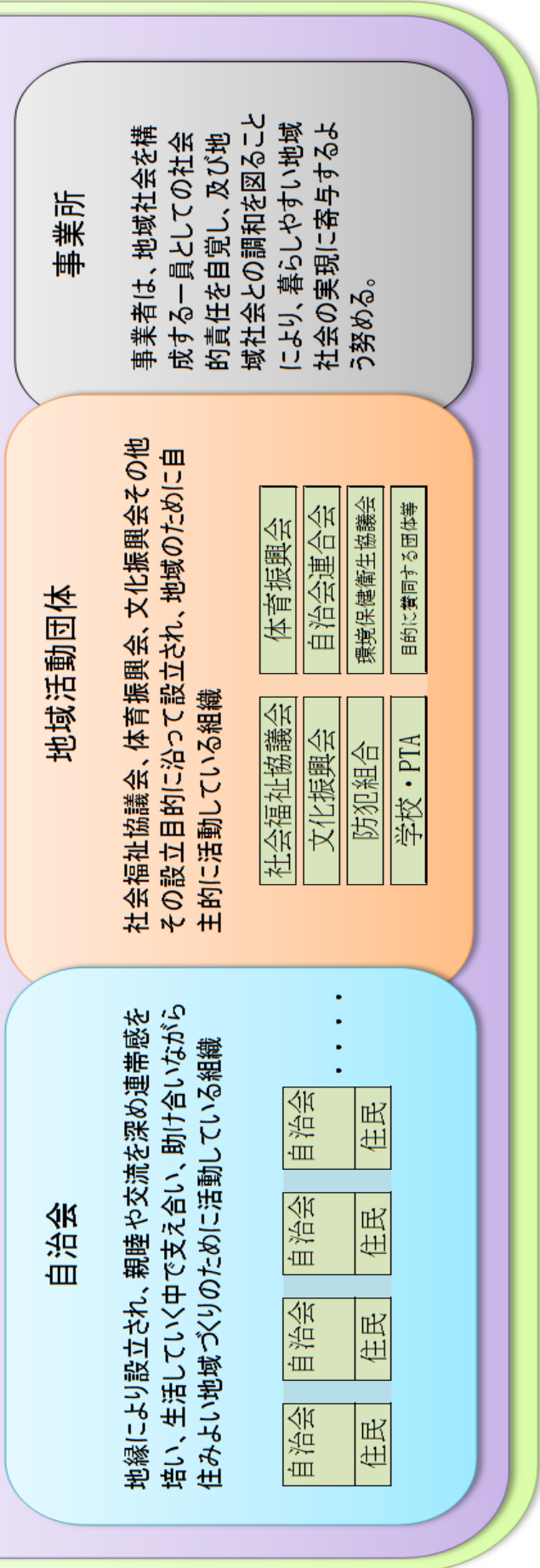
2 (略)

3 市民は、地域防災への意識の向上を図るためにも、県・市・地域防災会が主催する防災訓練等への参加を通して、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動に参加するなど、お互いに協力して対応しなければなりません。

(参考) 地域コミュニティ図

市民： 下記の地域コミュニティに参加し、又は協力を努める。

地域振興会： 自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組む組織



市： 市議会及び市長その他の執行機関。上記の地域コミュニティの役割並びに活動の自主性・自立性を尊重するとともに、活動の支援に努める。

3 条例を運用するための検討

(1) 事業所の参画について（第3条）

事業所も一緒になってまちづくりを行うことにより、事業所が持っているノウハウを地域に生かせることも考えられます。今後は、事業所、さらには魚津商工会議所等が参画する場を広げていく必要があります。また、わかりやすいように、組織図例を作成する場合には、同様に図示していく必要があります。

(2) 情報の共有について（第5条）

まちづくりの主体である市民及び市が、市政運営に必要な情報を共有することが市民参画や協働による自治を推進するための前提となるものです。市が保有する情報については、広報やホームページ等で公開されていますが、市民に情報が伝わっているとは言えません。今後は、市民が情報を得やすい他の方法について、一層の工夫に努める必要があります。

(3) 協働の意識づくりについて（第7条）

条例の認知度の低さとともに、市民自治の意識も低いと思います。今後は、市民参画への取り組み、協働の意識づくりが必要であります。それぞれの特性を生かして、役割を分担し、協力しながら地域課題の解決に取り組む必要があります。

(4) 議員の政治倫理について（第12条）

他の自治体では政務活動費不正受給問題等がありました。第12条の政治倫理の確立に努めていただき、空文化しないようにしていただきたいと思います。

(5) 条例の浸透に向けた取り組みについて（その他項目）

市は条例策定時に、本条例の周知を目的に、パンフレットを作成し市内全世帯に配布しました。しかし、市民の条例の認知度はとても低いとの意見が多数を占めました。本条例は市民が認識すべき重要な条例であり、市民が本条例を通して、市民自治への関心を高めていく必要があります。今後は、あらゆる広報媒体を駆使し、条例の浸透に向けた取り組みが必要であります。

V 委員の主な意見について

(1) 前文

- ◆ 言葉づかいについて、こうしたらいいと思うところがあります。
 - ① たゆみない→たゆまぬ
 - ② 山並み→山々
 - ③ ほたるいかななどを・・→ほたるいかなどがある。神秘の富山湾を有する・・
 - ④ 「じゃんとこい、じゃんとこい」→” じゃんとこい、じゃんとこい”
 - ⑤ 時代がどのように移り変わろうとも→削除
 - ⑥ ふるさとを→ふるさとに誇りをもち
 - ⑦ 誇りをもって→削除
 - ⑧ 創っていきます。→創っていきたいと思います。
 - ⑨ ここに、の前に一マス開ける。

- ◆ ひらがな表記とかたかな表記について、現在一般的に使われてている表記にしたらどうか。

- ◆ 魚津の自然がわかる言葉を少し入れたらどうか。また、「タテモン行事のたてもん祭り」としてはどうか。

- ◆ 「魚津のタテモン行事」が「山・鉾・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。「ユネスコ無形文化遺産のタテモン行事」が一番新しい表記なので、前文に反映させてもいいと思います。

- ◆ 魚津には世界的にも有名な急流河川がある。また、市内の校歌には必ず「川」または「清流」の字句が入っています。前文にこの言葉を入れたらどうか。

- ◆ 内容が分からないというのであれば協議していくべきと考えるが、この条例についてはあまり触るべきではないと思います。

- ◆ 策定時においていろいろな意見をいただいて、何回もの審議経過を

踏まえて作成されたものであることから、積極的に修正する必要はないと思います。

- ◆ 前文は、条文全体の前に置かれ、その法律の制定の趣旨、理念、目的などを謳う文章であり、各条文の解釈の基準となるものと言われています。条文を改正するからと言って前文まで改正することは一般にはしないことと考えます。前文を改正するということは、制定の趣旨などを変えることとなり、条例の全部改正なり、現行条例の廃止、新規条例の制定とすべきと考えます。本来、言い回し、文書等は、条例策定時に十分推敲されており、修正するのならば、実情に合わなくなった表現の修正にとどめるべきと考えます。

(2) 市民の「参画」や「協働」に対する意識の向上について（第5条、第6条）

- ◆ 市民の「参画」や「協働」に対する意識の向上に向けた方策が喫緊の課題ではないかと考えます。市民の意識向上のためには、義務教育の間に市民自治のまちづくりについて学び、正しい市民参加の定義を身に着けることも一助となるのではないかと考えます。

(3) 市民参画意識醸成と活動展開について（第6条）

- ◆ 毎年行っているまちづくりフォーラムにおいて、各地域で行われているまちづくりの活動や成果について発表する場を設けることにより、市民自治の啓発等につながると考えます。

(4) 職員の責務（第14条）

- ◆ 数年前に魚津市は、40才以下の市職員で構成する「ワーキンググループ」というボランティアグループを推進されました。地区のサポーターとして、休日などを利用して地域に貢献する若い職員を目にした人は、大変たのもしく感じたと聞いております。しかし、なぜ40才以下なのでしょう。現実40才代になれば役職がつき、職務をこなすのに忙しいことと思います。けれども、それは各地区の役員にしても同じことではないでしょうか。市職員が市民の一員であることを認識されているのであれば、もう少し地域に関わっていた

だきたいのが現状です。これは私個人だけの意見ではなく、複数人の声を集約したものです。地域活性化は市民全体で取り組むことであり、市職員の方にはアドバイス役をお願いしたりしたら引き受けていただきたいと思います。

- ◆ 市職員＝市民の自覚があるのか疑問に思います。一部の若い男子職は地域コミュニティへ参加しているが、その他の職員については全く参加がありません。市職員は自治基本条例の内容を把握しているのか疑問を感じます。条例改正後に勉強会もしくは見直しを行っていただければと思います。

(5) 地域における市民自治の推進（第25条）

- ◆ 今回の主要課題であります「地域振興会の定義付け」については、市民会議案として取りまとめられる第25条第1項第3号「・・・により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくり・・・」は、地域振興会の役割の一つであるはずの「地域課題を解決すること」がさながら地域振興会の役割の唯一無二の役割のような表現となっているように思います。地域振興会には「地域の交流と親睦の促進」や「地域資源の維持」など他にも重要な役割があると考えます。
- ◆ 自治会の行事について、年々参加する市民が減ってきています。市民会議の中で、条例に行事への参加を強制的に行うような規定を盛り込みたいとの意見がありましたが、強制化することにより自立した活動を損なうことも考えられるため、条例で縛るものではないと思います。
- ◆ 地域振興会について、安定的に継続して運営し、次の世代に繋げていくためには、しっかりした組織をつくるしくみをつくっていくことが重要と考えます。

(6) 条例の浸透について（その他項目）

- ◆ 平成23年9月に施行されて以来6年となりますが、条例の存在、その趣旨等が広く市民に周知されているとは言い難い状況にあります。

す。自治体の主役は市民であり、市民なくして自治体はないという前提を踏まえ、市民、議会、市長等の三者が市民自治によるまちづくりを実現するために明文化、制度化したものが自治基本条例であることを再認識することが重要と考えます。

(7) 「行政と自治」間の評議制度について（その他項目）

- ◆ 協働の推進にあたり、市民等と市の役割分担や諸施策の効果把握等、問題解決の方向性を審議するため、客観的な立場から調査、審議、助言を行うことを目的とした第三者評議委員会の設置が必要と考えます。

(8) P D C A サイクルによる運用について（その他項目）

- ◆ 条例の規定の意義を具体化するための方策を行っているかどうか、計画、実行、評価、改善の P D C A サイクルによる運用が必要と思います。

VI 魚津市自治基本条例検討市民会議について

1 魚津市自治基本条例検討市民会議の開催状況

| 日 時 | 回 数 | 内 容 等 |
|---------------|-----|---|
| 平成29年5月31日（水） | 第1回 | 委嘱状交付 座長、副座長の選出 条例見直し検討作業 |
| 平成29年6月30日（金） | 第2回 | 条例見直し検討作業 |
| 平成29年8月2日（水） | 第3回 | 条例見直し検討作業 検討報告書（案）作成作業 条例改正素案作成作業 |
| 平成29年10月6日（金） | 第4回 | 最終報告書の提出 |

2 魚津市自治基本条例検討市民会議委員名簿

敬称略、五十音順

| 氏 名 | 団体名 | 備 考 |
|--------|-----------------------|---------|
| 稲場 雅敏 | 経田地区振興協議会 | 地域振興会推薦 |
| 潮 由加子 | 西布施地域振興会 | 地域振興会推薦 |
| 内海 三佐雄 | 社会福祉法人魚津市 社会福祉協議会 | 福祉関係代表 |
| ○浦田 孝子 | うおづ女性の会連絡会 | 女性代表 |
| 田中 豊子 | 公募委員 | |
| 谷口 清高 | 魚津商工会議所 | 事業者代表 |
| 濱浦 幸泰 | 公募委員 | |
| 鍼田 隼平 | 新川青年会議所 | 若者代表 |
| 稗畠 由美子 | 加積地域振興会 | 地域振興会推薦 |
| 松原 勇 | 下中島地域振興会 | 地域振興会推薦 |
| 溝口 祥子 | 上中島地域振興会 | 地域振興会推薦 |
| ◎山根 拓 | 国立大学法人富山大学 人間発達科学部 | 有識者 |
| 吉浦 由雄 | 本江地区振興会 | 地域振興会推薦 |

◎座長 ○副座長

3 魚津市自治基本条例検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 魚津市自治基本条例（平成23年魚津市条例第16号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき条例の規定の見直しを行うため、魚津市自治基本条例検討市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、条例の規定の見直しに関し必要な事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、13人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 地域の代表者

(3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、市民会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画総務部地域協働課において処理する。

附 則

(施行日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。